

下水汚泥収集運搬業務委託仕様書

本仕様書は、京都府（以下「委託者」という。）が管理する浄化センターから排出される下水汚泥を収集し、委託者が指定する処分場（以下「運搬先」という。）へ運搬する収集運搬業務（以下「業務委託」という。）について定めたものである。

第1条 委託業務の内容

- 1 業務の名称
宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その2)
流8宮津第12-01号のB-4
- 2 対象品目（汚泥形態）
下水汚泥(脱水)
- 3 委託期間
契約日から令和9年10月31日まで
ただし、契約日から令和8年9月30日までを業務開始準備期間とし、収集場所からの搬出期間は令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。
- 4 予定数量
700 t
なお、予定数量は見込量であって、増減の可能性がある。
- 5 収集場所（下水汚泥積込場所）
宮津市字獅子 地内
宮津湾浄化センター
- 6 運搬先
本業務を共同受託又は単独受託した処分業者が所有する処分場
なお、運搬途中での積替保管は、原則として、行わないこと。

第2条 契約履行について

- 1 収集運搬車両等
使用する収集運搬車両（以下「車両」という。）は、コンテナ又はダンプトラック仕様とし、次の要件を満たすものとする。また、コンテナ使用時にあっては、自動車以外の輸送手段（船舶又は鉄道等）を併用できる。
 - (1) 10 t車であること。
なお、10 t車とは、最大積載重量10 t前後の車両をいう。
 - (2) 道路運送車両法に基づく検査に適合し、検査後に改造していない車両であること。
 - (3) 収集場所及び運搬先の敷地、施設建屋内等に車両を進入させ、下水汚泥（固形分又は水分の如何を問わず。以下この項及び第4条第2項第2号において同じ。）を落下又は飛散させることなく、搬出搬入が可能な車両形状であること。
 - (4) 運搬経路における道路法及び道路交通法等に基づく制限内の車両であること。
なお、制限外にあっては許可を受けた車両であること。
 - (5) ダンプアップが可能であること。
 - (6) 荷台部は、下水汚泥の落下及び飛散による流出防止並びに臭気対策のため、次の要件を満たすこと。
 - ア 天蓋又はパワーシート等により、荷台全部を覆うことが可能であること。
 - イ 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉できること。
- 2 収集運搬日時等
 - (1) 1日又は1か月当たりの収集運搬回数
委託者は、下水汚泥の発生状況、処理施設の受入能力及び意見等を総合的に判断し、月間搬出計画書等により別途指示する。指示にあたっては、受託者は次の項目について書面により、意見を述べることができ、委託者はこの意見を参考に指示するものとする。
 - ア 車両状況等
 - イ 収集運搬日時及び1日又は1か月当たりの収集運搬回数等について直接関係業務受託者間で調整した結果

- ウ その他受託者が特に述べたい意見
- (2) 1日当たりの収集運搬回数は、1回から2回を想定している。
- (3) 収集場所での積み込みは、原則として、深夜早朝を除く月曜日から土曜日とする。
ただし、事前協議により、それ以外の日時も可能とする。
- (4) 収集運搬日時は、委託者の指定をもとに、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- (5) 収集運搬日時及び収集運搬回数等は、浄化センターにおける下水汚泥の発生状況、処理設備の整備状況及び事故故障状況又は運搬先の都合等により変動する可能性があり、委託者の指示と異なる場合がある。
また、緊急時においては、事前協議なしに運搬先の搬入日時以外の搬入を指示する場合がありますので対応すること。

第3条 法令等遵守事項

- 受託者は、業務履行に当たり、次の法令等を遵守し、適正に収集運搬を行わなければならない。
なお、業務履行中に発生した事故等については、その原因が委託者の責めに帰すべき場合を除き、受託者が責任を負わなければならない。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
 - (2) 道路運送車両法、道路法又は道路交通法等の運搬関係法令
 - (3) 収集運搬に自動車以外の輸送手段（船舶又は鉄道等）を併用する場合は、それらの関係法令
 - (4) 計量法
 - (5) その他運搬先自治体の条例を含めた関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 本業務を処分業者と共同受託した場合にあっては、収集運搬及び処分を行う事業者間で十分協議し、協力して業務を履行すること。
また、本業務委託以外にも、浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び処分業務を受託する者がいるため、当該事業者とも協力して業務を履行すること。
- 2 収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬経路の道路等（海路又は鉄道等を含む。）において、これらの近隣関係者等とトラブルが生じないように十分注意し、安全な運搬に努めること。
 - (1) 第三者との間にトラブル（交通事故を含む。）が生じた場合は、速やかに自らの責任で対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を委託者に書面報告しなければならない（速報は、電話やメール等による報告も可とする。）。
 - (2) 運搬中に下水汚泥を落下又は飛散させないこと。
万一、落下又は飛散させた場合は、速やかに清掃、消毒又は消臭し、当該管理者（道路管理者等）や必要に応じて関係官庁へも通報し、それら一切を書面報告しなければならない（速報は、電話やメール等による報告も可とする。）。
- 3 業務委託した下水汚泥に異物が混入した場合、処分又は処分過程で実施する成分分析に支障を来すおそれがあることから、原則として、使用する車両は下水汚泥専用とすること。
また、車両の部品が荷台に落下しないよう定期的に車両を点検するとともに、下水汚泥の積み込み前には荷台内に異物がないかを必ず目視点検し、必要に応じて清掃すること。
- 4 収集運搬量は、その都度トラックスケール等で計量し、日収集運搬量はその合計値とする。
- 5 運搬先の都合又は運搬経路の交通事情等のため、搬入予定時間に搬入できない場合は、搬入時間の調整を行うこと。
なお、搬入時間の調整にあたっては、廃棄物処理法や道路交通法等の関係法令に抵触しないようにし、第三者とトラブルを起こさないようにすること。
- 6 車両等の故障等のため、収集運搬が一時的に不可能となる等の緊急時には、原則として、受託者が再委託する等により受託業務を継続できるよう努めなければならない。
ただし、風水害、地震等の自然災害による場合は、委託者と受託者の両方で協議して対処する。
- 7 運搬先が変更となる次の場合には、委託者と受託者の両社で協議の上、契約変更する。受託者は協議において変更契約を拒否することができることとするが、変更契約締結を拒否した場合は当該収集運搬業務委託契約を解除する場合がある（今後の入札に関しては、不利益を与えない）。
 - (1) 第1条第6項の運搬先と契約解除し、新たな運搬先と契約した場合
 - (2) 第1条第6項の運搬先との契約はそのまま、一時的に新たに別の運搬先と契約した場合

第5条 提出書類

1 作業計画書

作業計画書には次の記載をすること。

- (1) 受託業務概要
- (2) 運搬体制表及び窓口等連絡先
緊急時に委託者から連絡する場合の窓口等連絡先で夜間休日も含む。
- (3) 緊急時の体制
事故や故障等の緊急時の受託者内の連絡網を含む（前号と兼ねても良い）。

2 産業廃棄物収集運搬業の許可証

受託者は、廃棄物処理法第14条第1項の許可の有効年月日が委託期間内に到達する場合、遅滞なく許可を更新し、速やかに許可証の写しを委託者に提出しなければならない。

また、許可証の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

3 その他運搬先の自治体が求める書類

第6条 委託料の請求について

受託者は、収集運搬が完了した月の収集運搬量を確定し、それに対する次の関係書類を委託者に提出し、委託者の検査に合格した場合には、受託代金を請求することができる。

- (1) 実績報告書
- (2) 請求書（請求内訳を含む。）
- (3) 電子マニフェストの運搬終了報告

第7条 再委託

1 受託者は、廃棄物処理法第14条第16項ただし書きの規定により、本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令に基づく再委託承諾願を事前に提出し、府の承諾を得なければならない。

なお、再委託承諾願には、再委託先に関する第5条の書類を添付すること。

2 再委託について、廃棄物処理法、関係法令及び本委託契約（本仕様書を含む。）に基づき実施しているかを確認するので、受託者は、再委託契約後速やかに再委託契約書の写しを提出すること。

ただし、確認に必要な部分の開示及び写しの提出は不要とする。

3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本委託契約（本仕様書を含む。）の内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。

4 受託者は、再委託の内容に変更が生じた場合は、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条の1及び2の手続きを行うこと。

第8条 マニフェスト

下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は電子マニフェストを使用するので、JWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第9条 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者間で協議する。